

彦根市男女共同参画審議会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、彦根市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領において公開とは、審議会の会議を傍聴することをいう。ただし、書面またはオンラインにより審議会が開催された場合は、会議資料および会議録の公表をいう。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が必要と認めたときは、公開しないことができる。

2 審議会は、傍聴席に関し、必要な措置を講じるものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴に関して、特に定員は定めない。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）が、議事の進行に支障があると認めたときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日に所定の場所で、自己の住所および氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴できない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 会議の出席者等に迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者

(2) 議事の進行を妨げるおそれのある物を所持している者

(3) その他議事の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要があると認めたときは、傍聴人に対して、前項第1号および第2号に規定する物品等を所持しているか否かを係員に質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を拒むことができる。

4 乳幼児および児童は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。

(3) 会議の秩序を乱し、または議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(録音、撮影等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影、録音等をしてはならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 傍聴人等が、この要領に定めることに違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人等を退場させることができる。

(定めのない事項)

第11条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度、会長が審議会に諮って定めるものとする。

付 則

この要領は、平成14年6月19日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。